

質問第一一二号

歴史的に重要な文書管理に関する仕組みがNHKに存在しない問題に関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年四月三十日

浜田 聡

参議院議長 関 口 昌 一 殿

歴史的に重要な文書に関する仕組みがNHKに存在しない問題に関する質問主意書

私が提出した「歴史的に重要な文書に関する仕組みがNHKに存在しない可能性に関する質問主意書」(第二百十六回国会質問第一七号)に対する答弁書(内閣参質二一六第一七号。以下「答弁書」という。)を受けて、以下質問する。

一 答弁書には「協会においては、経営委員会が放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二十九条第一項第一号ハに掲げる事項について行った「内部統制関係議決」(令和六年四月一日改正)に基づき「文書管理規程」(平成十八年四月十一日制定、令和四年十一月一日改正。以下「文書管理規程」という。)等が整備されていると承知しており、それらを通じて適切な文書の管理がされている」とあるが、NHKの文書管理に関する制度について、文書管理規程のほかに政府が把握しているものを全て示されたい。

二 前記一について、政府が把握するNHKの文書管理に関する制度の内容は、我が国の公共放送の文書管理として適正と考えるか、政府の見解を示されたい。適正ではないと考える場合、問題のある箇所を具体的に全て示されたい。

三 前記一について、NHKの文書管理に関する制度において、文書管理のみならず情報資産管理の観点で

も極めて重要かつ基礎的な仕組みの一つといえるレコードマネジメントに関する制度はあるか示されたい。制度がある場合、具体的な内容を全て示されたい。

四 NHKには子会社、関連公益法人及び関連会社等（以下「NHK関連団体」という。）が相当数存在するが、NHK関連団体の文書管理について、政府は把握しているか示されたい。把握している場合、その詳細を全て示されたい。把握していない場合、把握する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 NHK関連団体について、レコードマネジメントに関する制度はあるか示されたい。制度がある場合、具体的な内容を全て示されたい。

六 NHK及びNHK関連団体は、公共放送の放送史といえる重要な文書について、英国のBBCのように政府と協定を結ぶ必要があり、政府もその保管及び管理に主体的に関わる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

七 フランスでは、公共放送は公役務を担う公法上の法人に当たるとされ、文化遺産法典に公共放送の文書管理が定められている。

1 NHKも公役務を担っている法人と解してよいか、政府の見解を示されたい。

2 NHK又はNHK関連団体の文書のうち、我が国の重要な文化遺産として政府が認める文書はあるか
示されたい。ある場合、該当する文書を全て示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答
弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。